

美濃加茂市立地適正化計画

届出の手引き



令和2年3月

美濃加茂市

1. 届出制度の目的

立地適正化計画（以下、本計画）は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、住宅や医療・福祉施設、商業施設等がまとまって立地し、今後人口減少が想定される本市において高齢者をはじめとするあらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるよう、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、ゆるやかに誘導するための計画です。

本市では、令和2年3月31日に本計画を公表いたしました。公表日以降は、都市再生特別措置法に基づき、住宅開発等や誘導施設の立地に関する情報等を把握するため、居住誘導区域外や都市機能誘導区域内外で一定の行為を行う場合には、事前に市長への届出が必要です。

2. 居住誘導区域外で届出が必要となる行為

居住誘導区域外において、次に示す行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要です（都市再生特別措置法第88条第1項）。また、届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要です（都市再生特別措置法第88条第2項）。

《届出が必要となる行為》

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>3戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為 ● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模（敷地面積）が <u>1,000㎡以上</u>のもの
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>3戸以上の住宅</u>を新築しようとする場合 ● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して <u>3戸以上の住宅等</u>とする場合

【開発行為】

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



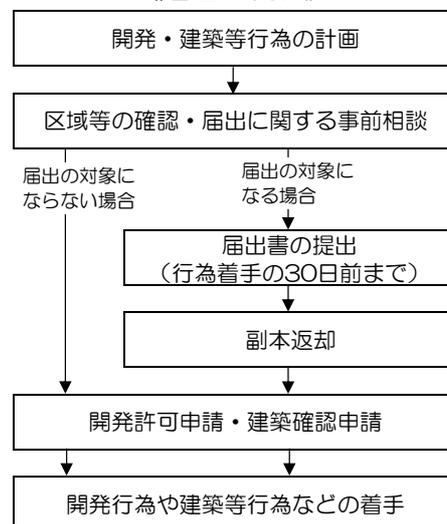
【建築等行為】

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

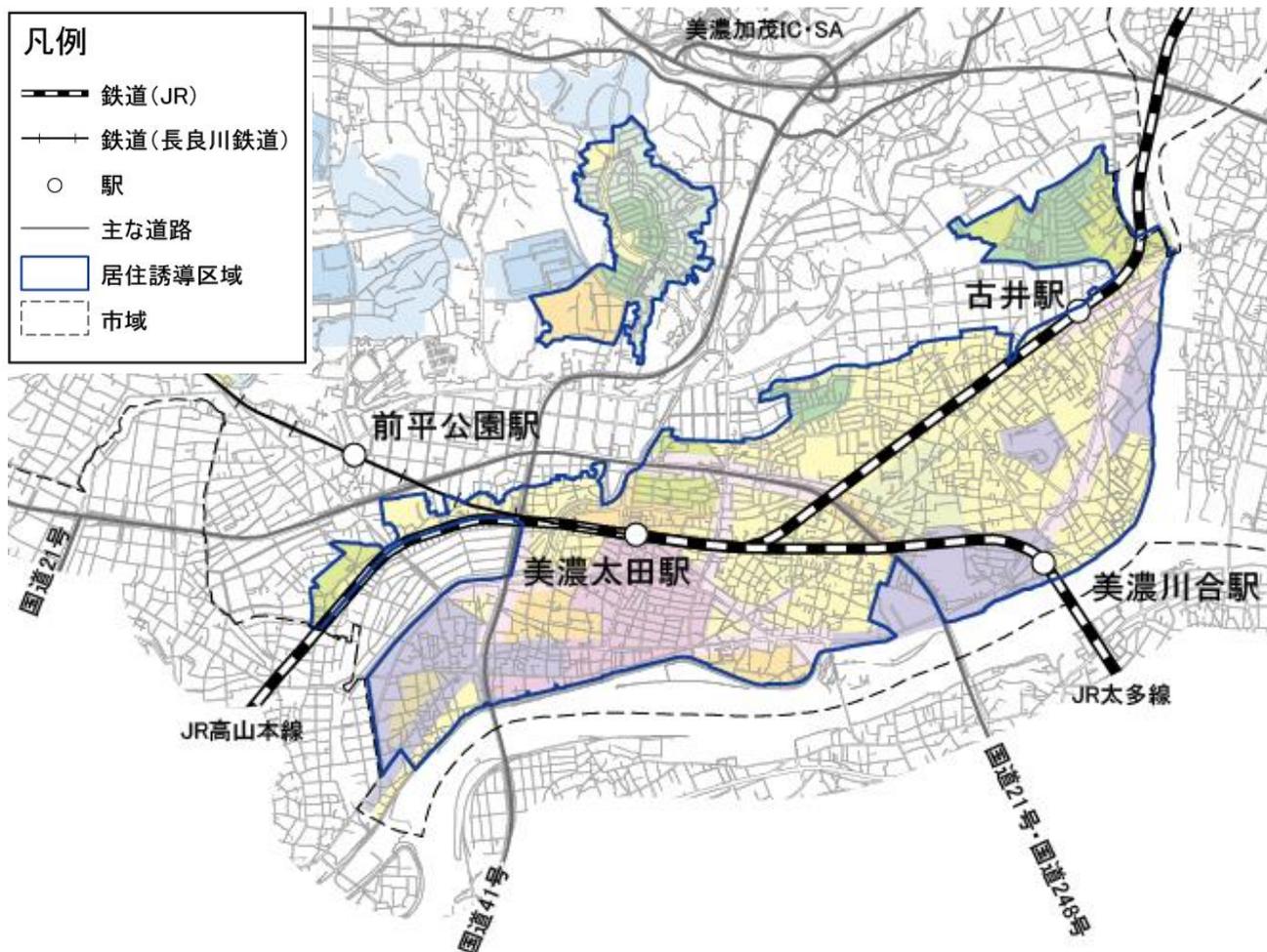


着手する日の30日前までに、市長への届出が必要

《届出の流れ》



《居住誘導区域図》



※詳細な区域は、都市計画課窓口または市ホームページ（地理情報）でご確認ください。

《居住誘導区域外での届出に必要な書類》

行為	届出書類（都市計画課へ正副2部提出してください）
○開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 届出書（様式1） 付近見取り図 ※縮尺 1,000 分の 1 以上 設計図（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図など） ※縮尺 100 分の 1 以上 その他参考図書（位置図、求積図（開発区域の面積）など）
○建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 届出書（様式2） 配置図 ※縮尺 100 分の 1 以上 2 面以上の立面図 ※縮尺 50 分の 1 以上 各階平面図 ※縮尺 50 分の 1 以上 その他参考図書（位置図、求積図（敷地面積）など）
○届出内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> 届出書（様式3） 上記の添付書類の変更となる図書（変更前後を示したもの）

※様式は、市ホームページ（都市計画課）からダウンロードできます。

3. 都市機能誘導区域内外で届出が必要となる行為

都市機能誘導区域外において誘導施設の開発や建築等の行為を行う場合や、都市機能誘導区域内であっても、他の都市機能誘導区域にのみ位置づけられている誘導施設の開発、建築等の行為を行う場合には、行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要です（法第108条第1項）。また、届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要です（法第108条第2項）。

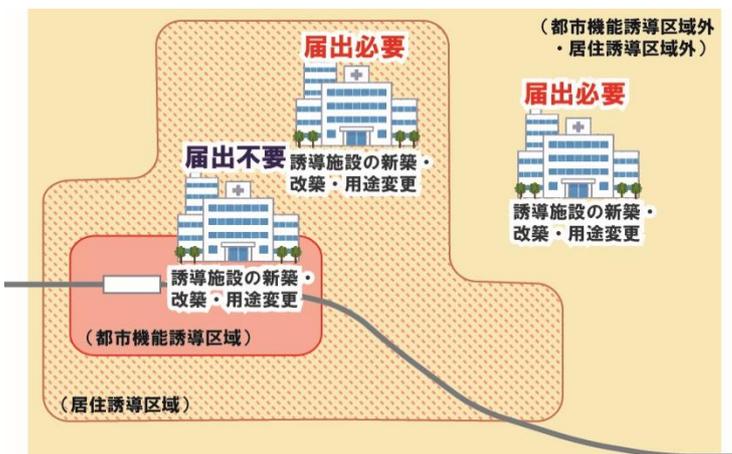
なお、都市機能誘導区域内においては、誘導施設の休廃止を行う場合も届出が必要です（法第108条の2第1項）。

《都市機能誘導区域外で届出が必要となる行為》

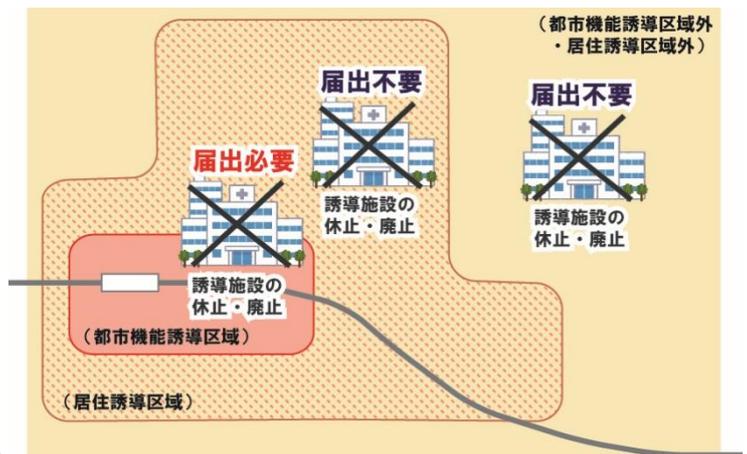
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

《都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為》

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し、当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し、当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区で誘導する都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合

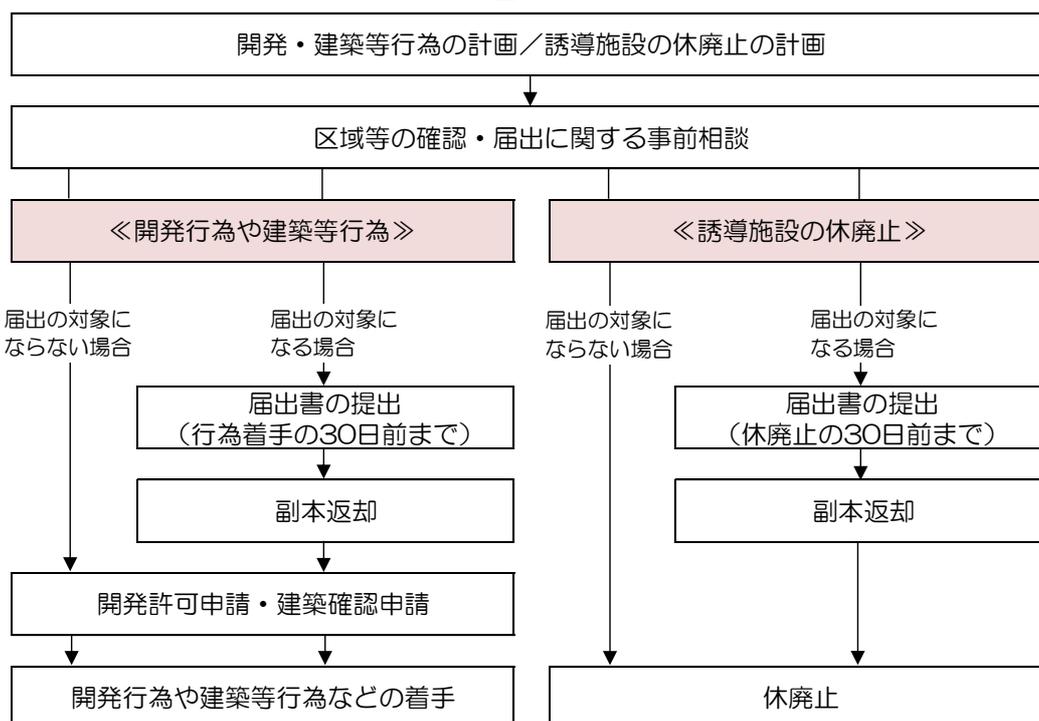


【新築・改築・用途変更の場合】



【休廃止の場合】

《届出の流れ》



《都市機能誘導施設と届出の対象となる区域》

都市機能誘導施設の**開発**又は**建築行為**を行う場合（○印：届出必要 ●印：届出不要）

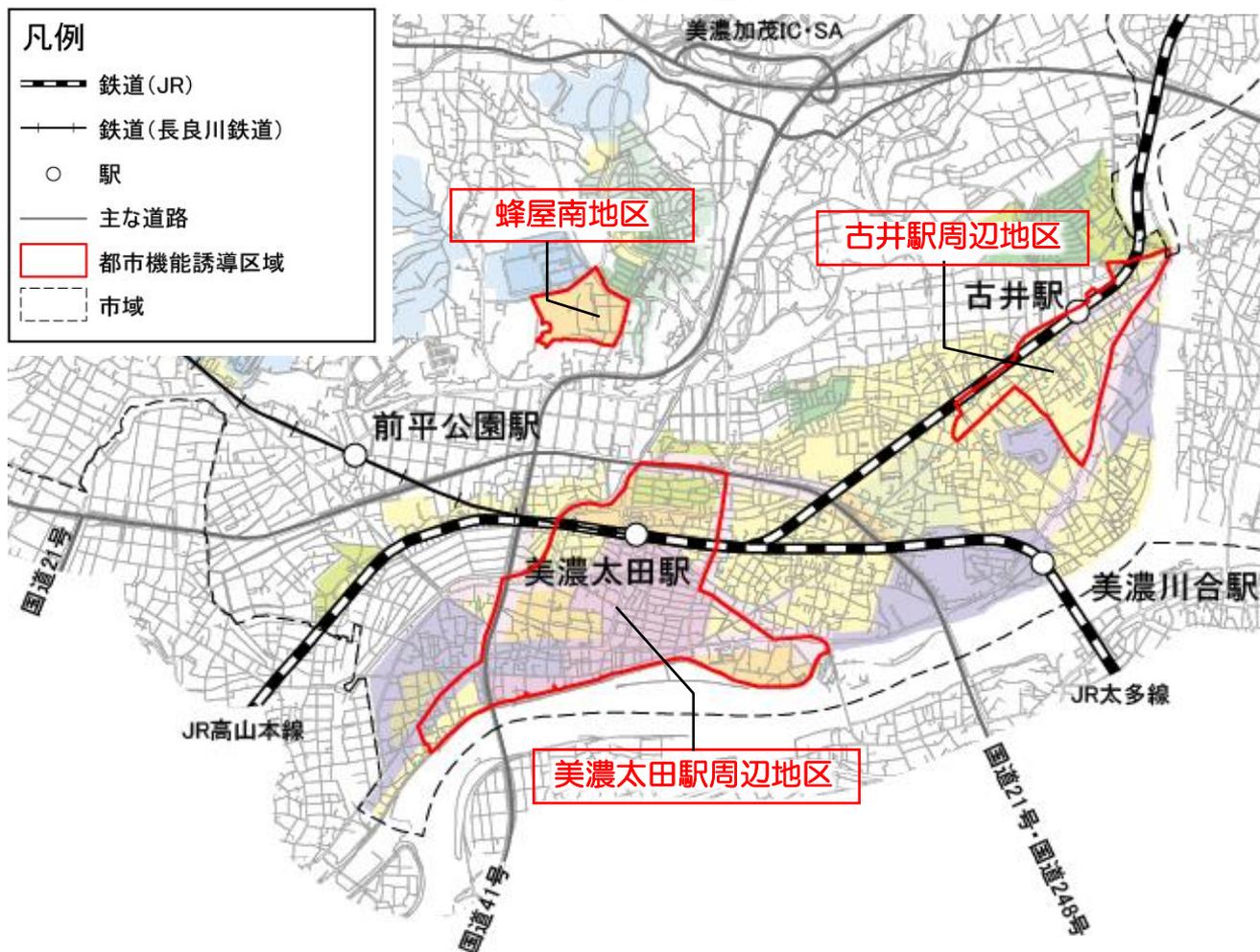
都市機能誘導施設	都市機能誘導区域内			都市機能誘導区域外
	美濃太田駅 周辺地区	古井駅周辺地区	蜂屋南地区	
市役所	●	○	○	○
図書館	●	●	○	○
文化会館	●	○	○	○
体育館	●	○	○	○
生涯学習センター	●	○	○	○
コンベンションセンター	●	○	○	○
交流センター	●	●	○	○
高齢者交流センター	●	●	○	○
大規模小売店舗 (店舗面積 1,000 m ² 以上が対象)	●	●	○	○
病院	●	○	●	○
保健センター	○	○	●	○
高齢者福祉事業所	●	●	○	○
高齢者向け住宅	●	●	○	○
障がい者福祉事業所	●	●	○	○
子育て世代包括支援センター	○	○	●	○
保育園・幼稚園・こども園	●	●	○	○
銀行・信用金庫	●	●	○	○

※都市機能誘導施設の休止又は廃止行為を行う場合（●印：届出必要 ○印：届出不要）

《誘導施設として位置づける施設》

誘導施設		施設の定義
機能	施設	
行政機能	市役所	・当市の市役所本庁舎
教育・文化機能	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する図書館
	文化会館	・美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例に規定する文化会館
	体育館	・美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例に規定する体育館
	生涯学習センター	・美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例に規定する美濃加茂市生涯学習センター
	コンベンションセンター	・物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設であわせて会議室などを備えたもの
	交流センター	・美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例に規定する交流センター
	高齢者交流センター	・高齢者の相互交流や健康増進、生きがい活動を目的とした高齢者が交流する施設
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積 1,000㎡以上)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
医療機能	病院	・医療法第1条の5第1項に規定する病院
福祉機能	保健センター	・地域保健法第18条に規定する保健センター
	高齢者福祉事業所	・介護保険法第8条に規定する訪問系、通所系事業所
	高齢者向け住宅	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅
	障がい者福祉事業所	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2、7、12、13、14項に規定する訪問系、日中活動に関する事業所
子育て機能	子育て世代包括支援センター	・母子保健法第22条に規定する子育て支援センター
	保育園・幼稚園・こども園	・児童福祉法第39条第1項に規定する保育園 ・学校教育法第22条に規定する幼稚園 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
金融機能	銀行・信用金庫	・銀行法第2条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に規定する信用金庫

《都市機能誘導区域》



※詳細な区域は、都市計画課窓口または市ホームページ（地理情報）でご確認ください。

《都市機能誘導区域内外での届出に必要な書類》

対象区域	行為	届出書類（都市計画課へ正副2部提出してください）
都市機能誘導区域外 または 同区域内 （当該地区では誘導しない施設の場合）	○開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 届出書（様式4） 付近見取り図 ※縮尺 1,000分の1以上 設計図（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図など） ※縮尺 100分の1以上 その他参考図書（位置図、求積図（開発区域の面積）など）
	○建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 届出書（様式5） 配置図 ※縮尺 100分の1以上 2面以上の立面図 ※縮尺 50分の1以上 各階平面図 ※縮尺 50分の1以上 その他参考図書（位置図、求積図（敷地面積）など）
	○届出内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> 届出書（様式6） 上記の添付書類の変更となる図書（変更前後を示したもの）
都市機能誘導区域内 （当該地区で誘導する施設の場合）	○休廃止	<ul style="list-style-type: none"> 届出書（様式7）

※様式は、市ホームページ（都市計画課）からダウンロードできます。

4. 届出制度に関する注意事項

- 届出義務に関する規定が宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となっています。
- 届出をしない又は虚偽の届出をした場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。
- 計画に支障があると認められる場合、届出に対して、助言又は勧告等を行うことがあります。

問い合わせ先

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1

美濃加茂市建設水道部都市計画課

TEL 0574-25-2111 FAX 0574-27-3863

ホームページ <http://www.city.minokamo.gifu.jp>

届出様式

様式は市のホームページからダウンロードできます。

《居住誘導区域》

様式1	開発行為	9
様式2	建築等行為	10
様式3	行為の変更	11

《都市機能誘導区域》

様式4	開発行為	12
様式5	建築等行為	13
様式6	行為の変更	14
様式7	誘導施設の休廃止	15

《記入例》

様式1の記入例	16
様式2の記入例	17
様式3の記入例	18
様式4の記入例	19
様式5の記入例	20
様式6の記入例	21
様式7の記入例	22

様式1 《居住誘導区域》

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

美濃加茂市長 宛

届出者 住 所

氏 名

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域の場所	
	2 開発区域の面積（実測）	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ・付近見取り図 ※縮尺1,000分の1以上
- ・設計図（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図など） ※縮尺100分の1以上
- ・その他参考図書（位置図、求積図（開発区域の面積）など）

様式2 《居住誘導区域》

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅とする行為 </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div> <p>について下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p>美濃加茂市長 宛</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">連絡先</p>		
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積</p>	所在・地番	
	地目	
	面積(実測)	平方メートル
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>		
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>		
<p>4 その他必要な事項</p>	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ・配置図 ※縮尺100分の1以上
- ・2面以上の立面図 ※縮尺50分の1以上
- ・各階平面図 ※縮尺50分の1以上
- ・その他参考図書（位置図、求積図（敷地面積）など）

様式3 《居住誘導区域》

行為の変更届出書

年 月 日

美濃加茂市長 宛

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】

- ・変更前後を示した図書

様式4 《都市機能誘導区域》

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

美濃加茂市長 宛

届出書 住 所

氏 名

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域の場所		
	2 開発区域の面積(実測)	平方メートル	
	3 建築物の用途		
	4 工事の着手予定年月日	年	月 日
	5 工事の完了予定年月日	年	月 日
	6 その他必要な事項	誘導施設面積	平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ・ 付近見取り図 ※縮尺1,000分の1以上
- ・ 設計図(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図など) ※縮尺100分の1以上
- ・ その他参考図書(位置図、求積図(開発区域の面積)など)

様式5 《都市機能誘導区域》

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 <input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為			について下記により 届け出ます。
年 月 日			
美濃加茂市長 宛			
届出者 住 所			
氏 名			
連絡先			
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積	所在・地番		
	地目		
	面積（実測）	平方メートル	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ・配置図 ※縮尺100分の1以上
- ・2面以上の立面図 ※縮尺50分の1以上
- ・各階平面図 ※縮尺50分の1以上
- ・その他参考図書（位置図、求積図（敷地面積）など）

様式6 《都市機能誘導区域》

行為の変更届出書

年 月 日

美濃加茂市長 宛

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】

- ・変更前後を示した図書

様式7 《都市機能誘導区域》

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

美濃加茂市長 宛

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〈名 称〉

〈用 途〉

〈所在地〉

2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

様式1 《居住誘導区域》

開発行為届出書

届出日を記入

(行為着手の30日前まで)

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

→ ○○年 ○月 ○日

美濃加茂市長 宛

届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載

届出者 住所 □□市□□町○丁目○番地○

氏名 □□株式会社 代表取締役 □□□□

担当者様の氏名、連絡先を記載

→ 連絡先 ○○○○-○○-○○○○ (担当: □□)

開発行為の概要	1 開発区域の場所	美濃加茂市□□町○丁目○番○
	2 開発区域の面積(実測)	○○○○ 平方メートル
	3 住宅等の用途	分譲住宅 ○戸
	4 工事の着手予定年月日	○○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	○○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

本届出書と併せて提出

【添付書類】

- ・付近見取り図 ※縮尺1000分の1以上
- ・設計図(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図など) ※縮尺1000分の1以上
- ・その他参考図書(位置図、求積図(開発区域の面積)など)

様式2 《居住誘導区域》

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅とする行為
建築物の用途を変更して住宅とする行為

} について下記により届け出ます。

〇〇年 〇月 〇日 ← 届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

美濃加茂市長 宛

該当箇所に✓を記入

届出者 住所 □□市□□町〇丁目〇番地〇

氏名 □□株式会社 代表取締役 □□□□

届出者が法人である場合においては、
氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載

担当者様の氏名、連絡先を記載

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (担当：□□)

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積	所在・地番	美濃加茂市□□町〇丁目〇番〇
	地目	宅地
	面積(実測)	〇〇〇〇 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	分譲住宅 〇戸	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇日
	完了予定年月日	〇〇年 〇月 〇日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

本届出書と併せて提出

【添付書類】

- ・配置図 ※縮尺100分の1以上
- ・2面以上の立面図 ※縮尺50分の1以上
- ・各階平面図 ※縮尺50分の1以上
- ・その他参考図書（位置図、求積図（敷地面積）など）

様式3 《居住誘導区域》

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

行為の変更届出書

〇〇年 〇月 〇日

美濃加茂市長 宛

注1

届出者 住所 □□市□□町〇丁目〇番地〇

氏名 □□株式会社 代表取締役 □□□□

担当者様の氏名、連絡先を記載

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (担当: □□)

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 〇〇年 〇月 〇日

2 変更の内容

注2

・工事着手予定日 変更前: 〇〇年 〇月 〇日 → 変更後: 〇〇年 〇月 〇日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 〇〇年 〇月 〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 〇〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

本届出書と併せて提出

【添付書類】

・変更前後を示した図書

様式4 《都市機能誘導区域》

開発行為届出書

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

都市計画法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

→ ○○年 ○月 ○日

美濃加茂市長 宛

届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載

届出書 住 所 □□市□□町○丁目○番地○

氏 名 □□株式会社 代表取締役 □□□□

担当者様の氏名、連絡先を記載

→ 連絡先 ○○○○-○○-○○○○ (担当：□□)

開発行為の概要	1	開発区域の場所	美濃加茂市□□町○丁目○番○	
	2	開発区域の面積(実測)	○○○○	平方メートル
	3	建築物の用途	大規模小売店舗	
	4	工事の着手予定年月日	○○年 ○月 ○日	
	5	工事の完了予定年月日	○○年 ○月 ○日	
	6	その他必要な事項	誘導施設面積	○○○○

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

↓ 本届出書と併せて提出

【添付書類】

- ・ 付近見取り図 ※縮尺1000分の1以上
- ・ 設計図(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図など) ※縮尺100分の1以上
- ・ その他参考図書(位置図、求積図(開発区域の面積)など)

様式5 《都市機能誘導区域》

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

} について下記により届けます。

〇〇年 〇月 〇日 ← 届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

美濃加茂市長 宛

該当箇所に✓を記入

届出者 住所 □□市□□町〇丁目〇番地〇

氏名 □□株式会社 代表取締役 □□□□

届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載

担当者様の氏名、連絡先を記載

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (担当: □□)

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在・地番、地目及び面積	所在・地番	美濃加茂市□□町〇丁目〇番〇
	地目	宅地
	面積(実測)	〇〇〇〇 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大規模小売店舗	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇日
	完了予定年月日	〇〇年 〇月 〇日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

本届出書と併せて提出

【添付書類】

- ・配置図 ※縮尺100分の1以上
- ・2面以上の立面図 ※縮尺50分の1以上
- ・各階平面図 ※縮尺50分の1以上
- ・その他参考図書(位置図、求積図(敷地面積)など)

様式6 《都市機能誘導区域》

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

〇〇年 〇月 〇日

美濃加茂市長 宛

届出者 住所 □□市□□町〇丁目〇番地〇

注1

氏名 □□株式会社 代表取締役 □□□□

担当者様の氏名、連絡先を記載

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (担当: □□)

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 〇〇年 〇月 〇日

2 変更の内容

注2

・工事着手予定日 変更前: 〇〇年 〇月 〇日 → 変更後: 〇〇年 〇月 〇日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 〇〇年 〇月 〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 〇〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

本届出書と併せて提出

【添付書類】

・変更前後を示した図書

様式7 《都市機能誘導区域》

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

〇〇年 〇月 〇日

美濃加茂市長 宛

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

注1

担当者様の氏名、連絡先を記載

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (担当: 〇〇)

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〈名称〉 〇〇スーパーマーケット

〈用途〉 大規模小売店舗

〈所在地〉 美濃加茂市〇〇町〇丁目〇番〇

いずれかに〇印

- 2 休止(廃止)しようとする年月日

〇〇年 〇月 〇日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

〇〇年 〇月 〇日まで

- 4 休止(廃止)に伴う措置

廃止の場合は空欄

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

コンベンションセンター

使用予定がない場合は空欄とし、(2)に記載

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却予定時期: 〇〇年 〇月 〇日

注2

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。